

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次の特定生産緑地を解除する。

令和 6 年 1 月 1 日

立川市長 酒 井 大 史

番号	区域	特定生産緑地の面積	指定の告示日
R 4 -13	立川市西砂町 5 丁目地内	約 1,220 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -31	立川市上砂町 5 丁目地内	約 990 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -74	立川市西砂町 1 丁目地内	約 2,890 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -77	立川市西砂町 1 丁目地内	約 1,840 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -83	立川市一番町 3 丁目地内	約 3,000 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -236	立川市柏町 4 丁目地内	約 6,300 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -255	立川市柏町 1 丁目地内	約 1,560 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -258	立川市柏町 1 丁目地内	約 2,080 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -378	立川市錦町 6 丁目地内	約 1,630 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -394	立川市上砂町 2 丁目地内	約 170 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -421	立川市一番町 3 丁目地内	約 580 m ²	令和 4 年 10 月 31 日
R 4 -429	立川市一番町 1 丁目地内	約 540 m ²	令和 4 年 10 月 31 日